

## 【論文】

## 韓国における都市農業の制度と実態

許 周寧\*・李 裕敬\*\*・川手 督也\*\*\*

- |                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 1. はじめに          | 4. 日本における都市農業に関する法令と<br>市民農園の現況 |
| 2. 都市農業に関する制度    |                                 |
| 3. 韓国における都市農業の実態 | 5. 結論                           |

## A Study on Promotion of Urban Agriculture in Korea

Joo-nyung Heo, You-kyung Lee, Tokuya Kawate

## 1. はじめに

韓国の都市化率（都市部の人口割合）<sup>1)</sup>は、2010年代以降90%を上回っており、都市と農村の格差は年々拡大している。産業化と都市化が進むにつれて、核家族化や少子化などにより都市環境問題や地域共同体の解体が発生している。一方、都市住民を中心に、生活の質向上のためのレジャー活動、教育および体験に対するニーズの高まりによって様々な形態の都市農業が取り組まれている。韓国の都市農業は、日本と異なり、都市地域の農家の生産活動ではなく、都市住民が取り組む非商業的活動を指す。農家の生産活動は都市農業の対象外となっている。韓国では、国土の計画及び利用に関する法律により、国土の用途地域は都市地域、管理地域、農林地域及び自然環境保全地域に大別される。韓国の都市農業は、「都市農業の育成及び支援に関する法律」（以下、都市農業法と略称）をはじめとする都市農業関連制度により、「都市地域および管理地域にある土地、建築物または多

---

\*本学大学院研究生（ほ じゅにょん） \*\*国際地域開発学科専任講師（い ゆぎょん） \*\*\*当学科教授（かわて とくや）

Key Words：1）韓国の都市農業、2）週末農園、3）都市農業の関連法令と制度

1) Urban agriculture in Korea, 2) Allotment garden, 3) Related laws and policies of urban agriculture

様な生活空間で都市住民が行う行為」と規定されている。

韓国農林畜産食品部の調査によると、韓国の都市農業の2018年度の参加者は212万人、面積は104haで、参加者数と面積は2010年度と比べてそれぞれ39%、37%の成長を見せている。このように都市住民の農業活動が拡大している事態に鑑み、都市農業に関する中央政府及び地方自治体の積極的な支援と市民団体との協力事業などが活発に行われている。少数の市民と市民団体の運動により始まった都市農業であるが、次第に地方自治体など公共機関の支援が広がり、2011年には都市農業法が制定され、取り組みの起爆剤となった(李〔5〕)。また、ソウル市では1992年、全国で初めて日本における市民農園とほぼ同義の週末農園を支援する条例を制定した。しかし、都市農業に参加する市民の急増と同時に、都市農業用農地の供給不足や洗面所、休憩施設、駐車場など関連施設の不足、関連プログラムの不備等様々な問題点として指摘されるようになっていく。

近年、韓国の都市農業のうち、特に週末農園は、都市住民の農業体験や学習、さらには生活農業(レクリエーション農業)として展開している。これは、都市に人口が集中し、様々な問題が生じる中で、農業体験や農・食に関する学習等への関心が高まっていることが背景要因として指摘できる。

韓国における都市農業等に関する主要な先行研究をみると、キムほか〔2〕は国内で初めて都市農業に関する総合的な研究を試み、都市農業の多面的機能を区分し、支払意思額を推定するなどして都市農業の実態を分析した。ホほか〔3〕は農林畜産食品部の都市農業に関する総合計画整備を踏まえつつ、都市農業の中長期的な発展のあり方および週末農園と学校農園の利用者の実態と海外事例および都市農業に関する法令について分析した。また、都市農業の主要な類型である学校農園に関する研究では、ユ〔9〕は学校農園を通じた体験教育の効果を提示した。ジェ〔1〕は学校農園の運営を担当する教員が抱えている問題等を分析した。また、李〔5〕は、ソウル市を対象として都市農業政策における農場型都市農業の動向と課題を分析している。

日本の市民農園事例と都市農業の法令に関する先行研究では、ヒョンほか〔5〕は、日本における市民農園の機能と関連法令を整理している。また、日本の農林水産省〔6〕は、市民農園に対する利用者の意向について提示している。湯沢〔11〕は市民農園利用者の参加効果として、生きがい、交流促進、農業の3つの効果に分類し、その影響を提示した。

以上の先行研究を踏まえ、本稿では、日本の市民農園及び都市農業関連施策と対比しつつ、週末農園と学校農園が主たる内容となっている韓国における都市農業の関連制度と実態を分析し、都市農業振興のための課題の抽出を試みる。

## 2. 都市農業に関する制度

### (1) 韓国における都市農業の関連法令

歴史的に見ると、韓国の都市農業は、少数の都市住民や市民団体の運動として始まっているが、農村振興庁、農業技術センター、地方自治体など公共機関の事業と条例制定による支援の拡大にともない普及が進んだ。さらに、2011年に都市農業法<sup>2)</sup>が制定され、全国的な広がりをみせるに至っている。政府は都市農業の活性化に向けて農地制度を整備し、地方自治体は条例を制定し、各種支援措置を講じている。都市農業活性化の重要な支援制度は次のとおりである。①1994年「農漁村整備法」において農漁村の休養事業として始められた観光農業と、都市周辺の週末農園に対する支援制度が導入され、都市農業に対する政策推進の基盤となった。②2003年に農地法改正により都市住民の週末農園に対する需要増加への対応策として、1,000m<sup>2</sup>未満の週末農園用の農地所有を許可した。

韓国の都市農業法の第1条は、本法が自然親和的な都市環境を造成し、都市住民の農業に対する理解を高め、都市と農村が共に発展することを目的とすることが明記されている。第2条は、都市農業の関連主体と範囲に対する定義を以下の①～②のように規定している。①都市農業は都市地域にある土地、建築物、または多様な生活空間を活用し、農作物を耕作又は栽培する行為、樹木や草花を栽培する行為、昆虫を飼育（養蜂を含む）することを意味する。②都市農業の地域的範囲は、都市地域および管理地域が該当する。また、都市農業者とは、都市農業を直接行う者、または都市農業に関わる仕事をする者を意味する。現在、都市農業に関する法律的定义は、非商業的農業行為に限定されている。

都市農業の第3条以降の主な内容は次のとおりである。第3条は、国家と地方自治体は都市農業のための土地・空間の確保と基盤造成、都市農業の活性化に必要な施策の推進、第5条は、5年ごとに都市農業の育成および支援に関する総合計画の樹立、第6条は、①総合計画に沿った毎年施行計画の樹立・施行、②市・道知事の推進実績の提出と、韓国農林畜産部の実績評価について規定している。第7条は、都市農業協議会について規定しており、都市農業を育成・支援する条項である。第8条は、都市農業の類型<sup>3)</sup>などを規定している。都市農業の類型には、住宅活用型都市農業、近隣生活圏都市農業、都心型都市農業、農場型・公園型都市農業および学校教育型都市農業などがある。

具体的には、①住宅活用型都市農業は、住宅・共同住宅など建築物の内部・外部、欄干、屋上などを活用したり、住宅・共同住宅など建築物に隣接した土地を活用した都市農業を意味する。②近隣生活圏都市農業は、住宅・共同住宅周辺の近隣生活圏に位置した土地などを活用した都市農業類型である。③都心型都市農業は、都心にある高層ビルの内部・外

部、屋上などを活用したり、都心にある高層ビルに隣接した土地を活用した都市農業、④農場型・公園型都市農業は、公営都市農業農場や民営都市農業農場、都市公園を活用した都市農業の類型である。⑤学校教育型都市農業は、学生の学習と体験を目的として学校の土地や建築物などを活用した都市農業の類型である。

第9条は都市農業関連の実態調査条項であり、第10条は都市農業支援センターの設置などに関する事項、第11条は専門人材の養成、都市農業管理士に関する事項、第12条は研究および技術開発、第13条は都市農業共同体の登録および支援などに関する事項、第14条は公営都市農場の開設、第15条は公営都市農場の隣接地域の土地の買収・交換関連、第16条は公営都市農場の土地の賃貸、第17条は民営都市農場の開設等に関する事項である。第18条は交流および協力施策の樹立など、第19条は博覧会などの開催、第20条は都市農業総合情報システムの構築と運営、第21条は農業資材などの管理及び処理基準、都市農業の日など関連、第22条は各種聴聞、第23条は権限の委任・付託事項、第24条は過怠料などで構成されている。都市農業に関するその他の法令には、「農地法」、「都市公園および緑地などに関する法律」、「住宅法」、「建築法」、「開発制限区域の指定および管理に関する特別措置法」、「老人福祉法」、「所得税法など家庭菜園の設置および税制優待などに関する法令」がある。

## (2) 韓国の都市農業に関する条例

韓国では都市農業の活性化のための条例を制定することで、都市農業育成の基盤づくりを行ってきた。地方自治体のうち、ソウル特別市が2005年に都市農業チームを新設し、2007年に全国で初めて関連条例を制定した（「ソウル特別市親環境農業および週末・体験営農の育成支援に関する条例」）。こうした都市農業支援に関する条例は2011年に21か所（特別市・広域市4か所、基礎自治体17か所）で、2018年には100の地域において、都市農業の支援に活用されている（表1）。

都市農業に関する中央政府と自治体などの予算は、2013年の165億ウォンから2015年201

表1 地方自治体における都市農業の支援条例の現況

| 区 分   | 単位：件 |      |      |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|
|       | 2011 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
| 広域自治体 | 4    | 9    | 10   | 10   | 10   |
| 基礎自治体 | 17   | 76   | 81   | 88   | 90   |
| 合 計   | 21   | 85   | 91   | 98   | 100  |

資料：ホほか〔3〕。

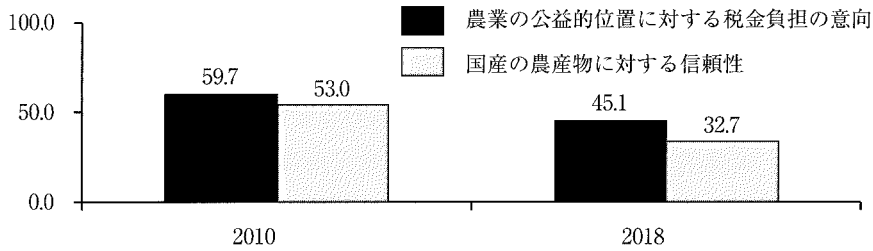
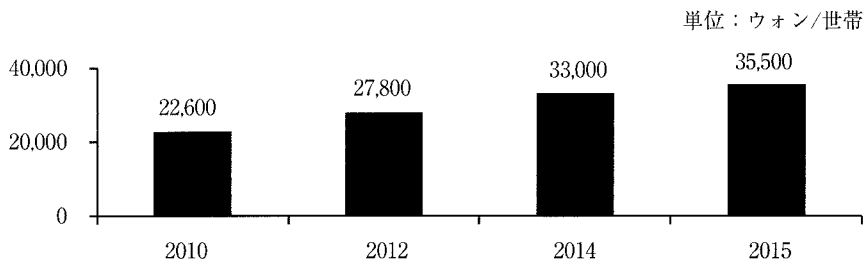


図1 農業・農村に対する国民の意識

資料：韓国農村経済研究院〔10〕

図2 都市農業の保全と活性化に対する参加者の支払意思額<sup>注)</sup>の変化

資料：ホほか〔3〕

注：都市農業に関する支払意思額は2010年から2015年までソウル市の都市農業利用者を対象に条件付き価値評価法（Contingent Valuation Method）で推定した

億、2017年395億、そして2018年には430億と毎年増加している。農林畜産食品部は都市農業の関連制度の整備とモデル事業の遂行、都市農業博覧会の支援、都市農業の日など制度改善とモデル事業などに限定し、予算を執行している。農村振興庁は都市農業に関する技術開発と研究事業に取り組んでいる。ソウル、釜山、大邱など主要地方自治体別に中央政府の都市農業の予算よりも多くの投資計画を策定・実施している。

現在、都市農業を支援するための条例が地方自治体ごとに制定され運営されているが、改定が必要な部分がある。たとえば、週末農園に参加する市民の農村交流と、週末農園での農産物直売所設置と交流支援などに関する事項、参加者の安全に関する傷害保険支援などに関する事項を設ける必要がある。また、学校農園と関連し、都市農業管理士など専門家の養成と支援に関する条項と、食生活改善に関する支援条項を設ける必要がある（ホほか〔3〕）。

### 3. 韓国における都市農業<sup>4)</sup>の現況

#### (1) 農業と農村に対する公益的価値の認識を広める必要性

韓国の農業は、産業的側面では、農業経営の悪化と所得水準の低下、都市・農村の所得格差による斜陽産業としての認識に加え、高齢化や労働力不足などにより衰退してきた。それに伴い、農業が支えてきた共同体の危機に直面している。農業・農村の問題を改善するためには、内部からの取り組みとともに外部からの支援が必要である。しかし、一般市民の農業の公益的価値に対する税金負担の意向は2010年の59.7%から2018年の45.1%へ下落した。また、国産の農産物に対する信頼性も2010年の53.0%から2018年の32.7%へ下落した（韓国農村経済研究院〔10〕）。

農業・農村が直面している危機を農業が有する多様な公益的価値を国民に認識してもらうことにより克服する必要がある。ソウル市を対象とした先行研究の結果によると（ホほか〔3〕）、都市農業の公益的価値に対する支払意思額は2010年の22,600ウォンから2012年に27,800ウォン、2014年に33,000ウォン、2015年には35,500ウォンと、年平均9.5%ずつ増加している。首都圏を中心に週末農園を利用する市民活動が活発に展開されており、利用者の都市農業保全と活性化に対する支払意思額の水準は増加傾向をみせている。市民の支払意思額水準が高まった理由は週末農園の利用者の満足度が向上したためである。

一般市民の農業と農村の公益的価値保全に対する税金負担の意向が減少したり、国産農産物に対する信頼性が低下する一方で、都市農業を利用する市民の農業と農村の価値に対する認識が高まっている。したがって、農業発展と農業・農村の価値を広めるためには、都市住民に対して都市農業を積極的に勧めていく必要があると考えられる。

#### (2) 都市農業の現況

近年、生活の質を高めるための余暇活動、教育および体験に対するニーズの高まりによって、様々な形態の都市農業が展開されている。都市農業の多様な役割が都市住民の生活満足度の増加に寄与しており、様々な活動へと進化を遂げている。2011年に都市農業法が制定されて以降、都市農業活動に対する中央政府および地方自治政府の積極的な支援と市民団体との協力事業などが活発に進められている。都市住民のレクリエーションと農作業体験および教育目的で参加する都市農業は年々成長しており、共同体の再生、食生活の改善、芸術文化など多様な分野にまで拡大している。

都市農業に参加する都市市民は15万人（2010年）から212万人（2018年）へ13.9倍、都市農業に利用される面積は104ha（2010年）から1,300ha（2018年）へと12.5倍まで増加し

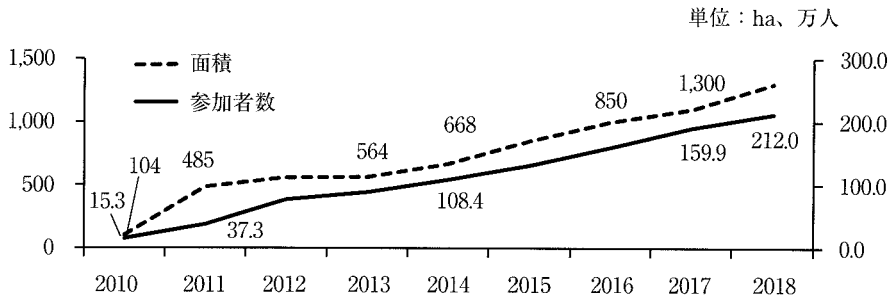


図3 韓国における都市農業の面積と参加者の変化

資料：韓国農林畜産食品部「都市農業育成の施行計画」各年度。

た（図3）。しかし、首都圏および広域市地域を中心に活発に行われている都市農業活動において、空間的制約や附帯施設不足などの問題、運営プログラムの不足、学生や市民の都市農業活動を通じた都市と農村の共生・活性化に対する認識の不足などの問題点が指摘されている（ホほか〔3〕）。都市農業に対する需要の増加とは裏腹に、都市化などに伴い、体験スペースは余儀なく縮小されるため、都市農業の外延的な拡大には現実的に制約がある。

### （3）週末農園の利用者の選好と実態

都市農業に関する韓国農林畜産部の調査によると、週末農園は面積において、また、学校農園は参加者数においてそれぞれ最も高い割合を占めている。ここでは、都市農業活動における課題と改善点を導出するため、週末農園と学校農園の参加者を対象に行われた「2015年全国主要都市の参加者を対象にした実態調査の結果」（回答者数811名）を用いる。

表2に示した通り、週末農園を利用する理由（一部順位回答方式）について、第1順位の回答として最も多かったのは「農業体験」（39.8％）であり、次いで、「レジャーと休暇」（33.5％）、「子供への生態・環境に関する教育」（11.1％）の順となった。一方で、第2順位

表2 週末農園を利用する理由

| 単位：人、%       |        |         |        |         |       |         |
|--------------|--------|---------|--------|---------|-------|---------|
|              | 第 1 順位 |         | 第 2 順位 |         | 合 計   |         |
| 農業体験         | 319    | (39.8)  | 110    | (17.1)  | 429   | (29.6)  |
| 余暇・休憩        | 269    | (33.5)  | 164    | (25.4)  | 433   | (29.9)  |
| 隣人関係および共同体形成 | 56     | (7.0)   | 84     | (13.0)  | 140   | (9.7)   |
| 子供の生態・環境教育   | 89     | (11.1)  | 117    | (18.1)  | 206   | (14.2)  |
| 健康増進・治癒      | 54     | (6.7)   | 154    | (23.9)  | 208   | (14.4)  |
| その他          | 15     | (1.9)   | 16     | (2.5)   | 31    | (2.1)   |
| 合 計          | 802    | (100.0) | 645    | (100.0) | 1,447 | (100.0) |

資料：表1に同じ。

の回答は第1順位に比べてバラツキが少なく、なかでも「レジャーと休息」が25.4%、「健康増進や療養目的」が23.9%と高い。都市農業の利用理由としては、今後の新規就農または農村への新規移住を準備するためとの回答が39.8%にのぼった。

この結果から、都市農業を新規就農のインキュベーターとして活用できると考えられる。また、週末農園に追加的に必要な施設についての質問（複数回答）として、休憩空間が最も多く挙げられた（回答数の37.8%）。次いで、化粧室（27.1%）、給水施設・水タンク（25.9%）の順となった。農機具の保管倉庫や個人ロッカーを望む回答者も13.4%を占めた。その他の回答としては、遊び場、電気施設、温室などがあり、簡単な食事ができる炊事施設やテーブルを希望する意見もあった。

週末農園で収穫した農産物の利用法としての設問（複数回答）に対する回答としては、ほとんどが家族の食事で利用したり（44.8%）、友人・隣人と分かち合う（48.7%）方式で利用しているということであった。また、週末農園への参加は、隣人や共同体における人的な絆を深めることにつながっている。また、回答者のうち10%は週末農園の活動をきっかけとして、農家から農産物の直接購入を行っている。

ここで日本の都市農業との対比を試みるために、日本の「市民農園に関する意向調査結果」（農林水産省〔6〕）をみると、市民農園の利用者が「充実を望む支援等」の内容として（複数応答可）、56.8%が「栽培指導を受けられる定期講習会」を挙げており、55.5%が「栽培マニュアルの提供」、43.7%が「栽培指導員の配置」などの順であった。また、「充実を望む施設」（複数回答）としては、64.2%が「給水施設等の農作物の栽培のための施設」を挙げており、以下、「資材保管施設」54.9%、「駐車施設」31.3%、「作物栽培方法や料理方法の講習等を受けるための施設」25.5%の順であった。

#### （4）学校農園の設置に対する問題点と利用者の満足度

学校農園を活用した教育において、教員が抱えている問題として質的部分と量的部分に大別できるが、最も大きな問題点として挙げられているのは「農園の持続的な管理」で76.5%を占めている。すなわち、学期中は学校農園を活用して授業などを進行するため管理ができるが、夏休みや冬休み期間中は管理主体の不在により農園管理ができないのが実情となっている（表3）。

物的部分として、収穫物および農園活動により発生する各種のゴミ処理問題と手狭な空間問題、予算不足などを問題点として指摘している。学校農園を通じた学生の学校生活の満足度向上や農業の公益的価値の拡大、食生活の改善のためには、学校農園に対する専門家の常時支援が必要である。また、空間的な問題への対策としては、公共施設または農家

表3 学校農園の運営課題（単一回答）

| 運営における問題点 |              | 回答数 | 割合   |
|-----------|--------------|-----|------|
| 質的部分      | 学校農園の持続的管理   | 88  | 76.5 |
|           | 農園を利用した学習活用  | 17  | 14.8 |
| 物的部分      | 収穫物およびごみ処理   | 5   | 4.3  |
|           | 手狭な空間        | 2   | 1.7  |
|           | 運営などのための予算不足 | 3   | 2.6  |
| 合 計       |              | 115 | 100  |

資料：ホほか〔4〕。

表4 学校農園の活動に対する満足度（一部順位回答）

単位：人、%

| 学校農園の活動満足度<br>(第1順位) | 頻度  | 割合   | 学校農園の活動満足度<br>(第2順位) | 回答数 | 割合   |
|----------------------|-----|------|----------------------|-----|------|
| 作物栽培の楽しさへの認識         | 85  | 54.8 | 作物栽培の楽しさへの認識         | 36  | 24.2 |
| 命の大事さへの認識            | 34  | 21.9 | 命の大事さへの認識            | 72  | 48.3 |
| 友達との関係の改善            | 20  | 12.9 | 友達との関係の改善            | 24  | 16.1 |
| 先生との疎通の改善            | 2   | 1.3  | 先生との疎通の改善            | 2   | 1.3  |
| 親との意思疎通の改善           | 3   | 1.9  | 親との意思疎通の改善           | 5   | 3.4  |
| その他                  | 11  | 7.1  | その他                  | 10  | 6.7  |
| 合 計                  | 155 | 100  | 合 計                  | 149 | 100  |

資料：表3と同じ〔5〕。

の農園などを活用する案が考えられる。

学校農園を利用した学生の活動による満足度においては、「作物栽培の楽しさへの認識」が54.8%と最も高く（第1位順位回答）、「命の大切さへの認識」も48.3%（第2順位回答）にのぼった（表4）。学校農園を通じた教育活動は、農業体験と命の大切さを認識する効果があり、さらには友達とのコミュニケーションを通じた学校生活活性化の効果が認められる。

#### （5）都市農業の活性化のための課題

近年、週末農園に参加する市民は、個人参加も増えているが、それ以上に、家族単位、友人単位の参加が増加しており、週末農園の附帯施設の拡充が焦眉の課題として挙げられている。特に、週末農園は農地が狭く、開発制限区域（管理地域）に位置する場合が多いため、附帯施設の拡充に必要な法令の改正が先決課題である。レジャー、体験、療養など、多様な見どころとプログラムの提供、農園利用期間と規模の多様化、農家との交流などが求められている。

都市部の週末農園は空間の制約によって毎年抽選を通じて1年単位の契約をしており、

表5 週末農園の参加に関する改善事項

|         | 利用者の実態                    | 改善方向                                  |
|---------|---------------------------|---------------------------------------|
| 参加理由    | 体験、余暇、療養                  | 多様な体験プログラムの提供<br>余暇と療養活動プログラムの提供      |
| 利用期間    | 参加者 41.5%を除き、多年度を希望       | 農園の利用期間の延長                            |
| 農園の規模   | 参加者 55.5%を除き、現在より大きい面積を希望 | 農園の利用区画規模の拡大                          |
| 保険加入    | 参加者 56.5%が傷害保険を要求         | 農園の契約時、保険加入を誘導                        |
| 新規就農準備  | 参加者 39.8%が事前準備として活動       | 参加者と農家の交流および連携                        |
| 附帯施設    | 家族単位の参加が主流                | 一定規模の附帯施設の設置に対する特例の導入<br>区画単位の農園造成を誘導 |
| 農園内の直売所 | 参加者 70.3%が直売所での農産物の購入意向   | 農園単位の直売所の開設（不定期）<br>都市農業の直売所の開設       |

資料：表1と同じ。

1人当たり3～6m<sup>2</sup>の面積を貸し出している。都市住民は、長期間、より広い面積の利用を求めている。したがって、都市部の空間的制約の問題を解決するためには、近郊地域の農業を活用する方策が考えられる。毎年都市農業を利用する都市住民が増えている中で、週末農園では農業体験中に軽いけがなども頻繁に発生しているが、適切な対応策がない状況である。参加市民と運営主体間の法的責任と参加者の安全を考慮すると、契約段階で傷害に関する保険が必要である。週末農園の参加者は、週末農園での農産物直売所を通じた農村地域との交流を求めている。しかし、現在の関連法令では制約があるため、今後、直売に関する法令の整備を急ぐ必要がある。

#### 4. 日本における都市農業に関する法令と市民農園の現況

##### (1) 都市農業振興基本法及び基本計画の意義

日本では、都市農業を安定的に持続させ、農業と共存する良好な都市環境の造成を図るため、2015年4月に都市農業振興基本法が制定された。市民農園の開設をサポートする農園用途の農地貸借を認めるなど、都市農業に対するこれまでの消極的な立場から一転し、都市農業を振興すべき重要性について法的な根拠を設けた点に本基本法の意義がある。また、目的を達成するため、①都市農業の機能発揮と農地の効率的な活用、②良好な市街地を形成するための農との共存、③都市農業に対する国民の理解促進等を3大理念として、国家と地方自治体の責務、基本計画と基本的な施策に関する事項などを規定している。都市農業振興に関する新たな政策の方向には、①後継者育成、②土地の確保、③農業振興政策の本格的な推進する基本方針の提示などが含まれている。

都市農業振興基本法を受けて、日本国政府は、都市農業振興の基本方針となる「都市農業振興基本計画」を決定した。基本計画の主な内容として、都市農業を振興するための対象地域を都市計画区域の市街化区域とその周辺地域の農業と定義することで、これまで農政の対象から外された市街化区域で行われる農業を農政の対象とした画期的な政策転換が明確化されたといえる。

## (2) 市民農園の現況

日本における市民農園とは、勤労者世帯や都市住民のレジャー活動や自家消費用野菜や花卉の栽培、高齢者の生活、子供の体験学習など様々な目的で小規模な面積の農地を利用して作物を栽培するための農園を指す。農園はヨーロッパの各国では長い歴史を持ち、特にドイツではクラインガルテン（小さな庭）といい、日本では市民農園、体験農園、学習農園、観光農園など様々な名称がある。

市民農園の開設主体は①地方自治体、農協、②農家（農地の所有者）、③企業・NPO法人などがあり、開設方法はそれぞれの開設主体別に次の3つがある。①「市民農園整備促進法」に基づき開設する方法、②「特定農地貸付法」に基づき開設する方法、③「農園利用方式」に基づき開設する方法である。市民農園整備促進法に基づいて市民農園を開設できる場所は、①市町村が指定した市民農園区域、または②都市計画法の市街化区域に限定され、特定農地貸付法の場合は別途の地域指定制限がない。特定農地貸付の要件は、①10a未満の貸付、②相当数を対象にした農地の貸付、③営利を目的としない農作物栽培、④貸付期間は5年以下などである。典型的な市民農園は、主に週末に利用する「1日市民農園」と、一定期間泊まりながら農作業を行う「滞在型市民農園」に区分される。市民農園の開設状況を見ると、2017年度末の4,165農園、18万6,782区画、1,377haに達している。特定農地貸付法に基づき設置されたものが88%、市民農園整備法に基づき設置されているものが12%を占めている。また、開設主体別には、自治体が開設したものが53%で、農協12%、農家28%、企業やNPO法人等が8%を占める。

## 5. 結論

現在、韓国において国民の農業に対する理解と農産物に対する信頼が持続的に低下している中で、都市農業を通じて農業に対する理解を拡大していくためには、単なる農作業体験のレベルから、農業の公益的価値を活用した新たなプログラム化等を図り、都市住民の満足度を高める必要がある。特に、附帯施設の補完と都市農業の拡大、農村地域との交流のためには法令整備が先決要件といえる。その他の課題としては、都市農業の活動空間が

狭小すぎることの克服や都市住民の食生活の改善のための料理プログラムの導入と活用などがあげられる。また、都市農業に関わる全国協議体を通じて、定期的または不定期に都市農業博覧会のような農業・農村に関わる展示やイベントの開催と交流活動が進められる必要がある。特に、地域別の週末農園協議体を通じて各種の交流行事等を広めていく必要がある。

学校農園を通じた学生の学校生活の満足度の向上、農業の公益的価値に対する理解の拡大と食生活の改善のためには、各学校における専門家（都市農業管理士）の支援が恒常的に必要である。また、空間的な問題の解決のためには、公共施設または近郊農家の畑を活用する方策を考慮する必要がある。日本の食育事例をみると、農作業体験とともに食育を同時に進めており、給食では学生による残飯量の減少効果が示されている。現行の学校農園による教育においては、青少年の野菜摂取量の向上と食生活の改善に資する支援事業が必要である。

今日の韓国における都市住民の多くは、都市に農業が存在することによって、生活の質が向上すると理解している。農村と都市との共存関係は次のように設定できる。第一に、農業によって安全で安心な農産物が安定的に供給されれば、都市住民の国産農産物に対する消費が拡大される。第二に、農業経営と地域社会が安定的に維持されれば、都市住民の農業参加と交流が活発になる。第三に、農業によって良好な都市空間が造成されれば、都市と農業が共存する構図が定着するであろう。日本の都市農業振興基本法は、こうした都市と農村の循環構図を持続的に広めるという点で制定の意義がある。

また、日本の市民農園等は都市農業の一つの形態として出発し、農地保全と活用、都市農村交流、地域活性化などを目的に開設・利用されている。これらの農園は農地や農業の持つ食育（体験・学習効果）、環境保全、共同体の形成、療養などの公益的価値を発揮するという点で重要な意義がある。韓国の都市農業を活性化していくためには、日本における市民農園の進化過程を参照しながら、都市農業の拡大と農村地域との連携などを考慮する必要がある。

## 注

- 1) 韓国の都市に関する定義は、人口規模、産業側面、社会と文化的側面、そして機能的側面を総合的に規定し、区分している。人口規模では日本と同じく少なくとも万人以上、産業側面では2次及び3次産業の比重が高いところで、韓国の場合60%以上と規定している。社会と文化的側面では、知的エリートを含む非農業の人口、住民の異質性、流動性、匿名性（anonymity）などを考慮する。そして機能的側面では政治・行政・宗教などの中心機能や商業活動と交通の中心地、文化の中心地の役割遂行、情報通信の中心地などに区分している。

- 2) 2011年に制定された「都市農業の育成および支援に関する法律」(以下、都市農業法と略称)は、都市農業の活性化のため、2017年に関連法令の一部を改正した。2017年改正の主要内容としては、都市農業の範囲拡大、都市農業の日の制定、都市農業管理士の国家資格証申請制度の創設などがある。
- 3) 現在、都市農業の類型は5つに分けられている。しかし、現場と政策、研究担当者間で使用用語の混用を招いており、今後、都市農業の類型に対する用語の統合が必要である。また、本研究では都市農業の利用者が最も多い学校教育型都市農業(以下、学校農園)と、都市農業の面積が最も広い近隣生活圏都市農業と農場型・公園型都市農業(週末農園)に対象を限定する。
- 4) 韓国の都市農業として代表的な類型である週末農園と学校農園を分析対象として限定する。週末農園と都市農業の育成及び支援に関する法律第8条に規定された都市農業類型のうち「近隣生活圏都市農業」と「農場型及び公園型都市農業」に相当する。また、学校農園とは、5類型のうち「学校教育型都市農業」の類型を意味する。
- 5) ホほか〔5〕は、韓国農村振興庁共同事業(PS01185903)の支援によるものである。

#### 引用・参考文献

- 〔1〕ジェイシユク「初等学校の創意的体験活動のための教育園芸プログラムの開発と適用」、博士論文、ソウル市立大学校、2015年
- 〔2〕韓国農村経済研究院「農業・農村に関する国民の意識調査」、2019年
- 〔3〕キムテゴンほか「都市農業のビジョンと課題」韓国農村経済研究院、2010年
- 〔4〕ホジュニョンほか「都市農業の中長期発展方案研究」、韓国農村経済研究院、2016年
- 〔5〕ホジュニョンほか「学校農園関連産業の市場分析および活性化方策に関する研究」韓国農村経済研究院、2018年
- 〔6〕ヒョンジンイほか「日本における都市農業法の役割と示唆」、Asia—pacific Journal of Multimedia Services Convergent with Art, Humanities, and Sociology Vol.7, No.2, 2017
- 〔7〕李裕敬「韓国の都市農業政策における農場型都市農業の動向と課題—ソウル特別市を事例に—」『人間科学研究』第14号、日本大学生物資源科学部、2017年
- 〔8〕農林水産省「市民農園に対する意向調査結果」、2002年
- 〔9〕農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/>)
- 〔10〕ユギョンファ「体験中心学習が学習成就度を与える影響に関する研究」修士学位論文、国民大学校、2004年
- 〔11〕湯沢昭「市民農園の利用者特性と効果に関する一考察」日本建築学会計画系論文集77巻、675号、2012年

#### Abstract:

The participation of urban residents in agricultural activities is spreading. Some of those activities are exemplified by growing vegetables or flowers in kitchen gardens or homes along with experiencing agriculture in the form of tourism agriculture or

working on an educational farm. The joy of farming obtained from repeating such activities increases the understanding on agriculture. Recognizing the merits of urban agriculture recently in Korea, the government also implements several policies to maximize the advantages of urban agriculture.

The purpose of this paper is to analysis formation and deployment of urban agriculture with its relating laws and to propose methods to activate urban agriculture, re-generate the urban area, and establish the community. We reviewed japan case about civilian farm. Most important task in activating urban agriculture is improvement of related law and policy, including educating participants of urban vegetable garden expansion, developing and supporting community activation program and improving convenient facility.